

青森県地域公共交通計画の変更案に対するパブリック・コメントの結果について

1 意見募集期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月30日（水）まで

2 意見提出者数（総件数）

1名（2件）

3 反映状況

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。 | 0件 |
| (2) 「記述済み」・・・既に記述済みなもの。 | 1件 |
| (3) 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。 | 0件 |
| (4) 「反映困難」・・・反映が困難なもの。 | 0件 |
| (5) 「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。 | 1件 |

青森県地域公共交通計画の変更案に対する意見の内容とそれに対する県の考え方

No.	頁	提出された意見	県の考え方
1	121	<p>「鉄道事業再構築実施計画（令和7年度～令和16年度）に基づく」とあるが、この計画自体が公表されていないため、パブリックコメントでは意見しようがない。鉄道事業再構築実施計画（令和7年度～令和16年度）の公表後、パブリックコメントを実施すべきではないか？</p>	<p>（質問への回答）</p> <p>地域公共交通計画は「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」であり、鉄道事業再構築実施計画は地域公共交通計画で示された基本的な方針を具現化する個別の事業計画にあたるものです。</p> <p>そのため、まず青森県地域公共交通計画に青い森鉄道事業に係る基本的な方針を位置づけた上で、今後、鉄道事業再構築実施計画を策定していくこととなります。</p>
2	121	<p>県内には他にも民間鉄道があるが、「青い森鉄道」のみ鉄道名を明記する理由が分からない。参考資料の「青森県地域公共交通計画の概要」では、「広域連携軸②」の「具体的な路線名・拠点名」として、他の路線も明記されているため、ここで「青い森鉄道」と具体名を挙げるのであれば、他の路線についても言及すべきである。</p> <p>鉄道事業再構築実施計画（令和7年度～令和16年度）において、青い森鉄道の設備更新について触れるゆえにそうしていると推察するが、そうであるならば、その旨、明示、説明すべきである。</p>	<p>（記述済）</p> <p>ご推察のとおり、今後策定予定の鉄道事業再構築実施計画は、青い森鉄道の再構築に関する事業計画となることから、今回の変更においては、青い森鉄道に限定した記載としたところです。</p> <p>今後、他の地域公共交通に関する事業計画が策定される場合には、必要に応じて青森県地域公共交通計画にその基本的な方針を加筆していきます。</p>